

想定外 統治

● 特集：「想定外」と日本の統治——ヒロシマからフクシマへ——

戦後民主主義の想定領域 ——原子力開発と55年体制——

住友陽文

はじめに

2011年3月11日、東日本大地震と東京電力福島第1原子力発電所の事故が起きた。原発事故の過酷さと想像を絶する被害を目の当たりにした時、かくも危険極まりないシロモノとわれわれは無神経にも添い寝をしてきたものかという驚きを誰しも禁じ得なかったはずであろう。ではわれわれを騙し続けてきた、いや、自らを欺瞞し続けてきたものとは何か。このように問うのは、筆者がこれまで原発問題についてほとんど関心を示さず、無知でいたことに対する、いわば悔恨の情があったからだということは率直に告白せねばならない。とはいえ、まったく原子力や原発の問題に関わらなかったわけでもない。1996年に熊取町史の編纂事業の過程で、小路田泰直氏編集のもと京都大学原子炉実験所（大阪府泉南郡熊取町）設置問題に関する資料集を作ったことがあるのである〔★1〕。原発問題について無関心であったにせよ、このことが起点となって辛うじて原子力についてモノを考えることができたことは付言せねばならない。

本稿では、戦後民主主義がいかなる政治的環境で機能してきたか、そしてそれが想定してきた領域とはいかなるものであったのか、そのことについて考えてみたい。というのも、世界で唯一核爆弾を国土に投下された日本が、それから10年も経たない

で原子力開発を始めていくのはなぜか、しかも保守政党だけでなく社会党からも本質的な反対がなかったのはなぜか、そのような問いを投げかけてみた時、説得的な解が戦後史研究のなかに与えられているようには思えないからである。55年体制という、自民党と社会党との対立構造のなかでも原子力開発の是非は争点ではなかった。左右社会党の再統一、保守合同による自由民主党の結成があった1955年12月19日に原子力基本法・原子力委員会法・総理府設置法改正（原子力局設置）のいわゆる原子力3法が制定される。保革対立の基本構造ができる年に原子力開発の国も確立することとの関係はいかなるものか。ほとんどその問題は戦後史のなかでは触れられることはない。55年体制にとって原子力とは何か。この問題はほぼ等閑視されてきたといってよい。この戦後史におけるきわめて重要な論点をまずは歴史研究の俎上において、そして考察してみたい。

本論に入る前に、今回の福島第1原発の事故をめぐって交わされるさまざまなレヴェルでの議論に関して抱いた2つの違和感について表明しておきたいと思う。

まず、いわゆる「想定外」について。福島第1原発の事故を引き起こした地震と津波が「想定外」であったという東電や政府の見解に対して少なからず批判があることは周知の通りである。しかし、原発であれ、その他であれ、どこまで想定しても常に想定外の工学上のリスクは抹消できないというのも事実である（所謂「残余のリスク」と言われている問題）。だから理論的に想定可能な領域を安全対策のための想定内に包摂することが、工学上・経済効率上さまざまな問題（特にコストの問題）を生じせしめることになる。だから一定の基準で割り切り、想定外のリスクを不可視の領域（想定不適當）に押し込むことになる。われわれはそういった工学上想定しうるリスクについて、意識的か無意識的かはともかく、これまで想定領域からそれを抹消してきたのではないか。だから、想定外という議論を単純に批判して済ませることができないと思う。

もう1つは、原発のリスクについてこれまで地域住民や日本国民が何も知らされず、安全であると信じ込まされていたという議論や、事故による損害賠償を増税や電気料金の値上げなどで住民にその負担を転嫁するのは許されないという議論についてである。では、われわれは果たして一方的な被害者なのだろうか。原発事故に対する責任からいっさい免れるのだろうか。原発事故についてのリスク要因について、われわれがこれまでいっさい考えてこなかったという倫理的責任についてはどうか。それに対してわれわれは潔白を証明することができるか。

私は、ここで藤田省三の言葉を想起せずにはおられない。藤田は「安楽」の享受を

01

02

03

04

妨げる不快な要因を根こそぎ排除しようとする高度技術社会を「安楽」への全体主義と呼んだ〔★2〕。およそ半世紀の間、われわれが「安楽」享受と引き替えに、原発が抱えるリスク要因を直視するという苦痛を、意識的にせよ、無意識的にせよ、避けてきたのではないか。そういうことを藤田の議論はわれわれに突きつけているのだと思う。

戦後日本の社会環境のなかで何が想定され、何が想定されてこなかったのか。そのことを左右するメカニズムとは何か。それらのことを考えるための素材を不十分ながらも本稿では提供してみたいと考える。

第1章 原子力開発と55年体制

1955年11月15日の保守合同、すなわち55年体制の成立にとって原子力開発は重要な契機になっているのは確かだ。しかし、戦後政治史のなかで、そのことはまず注目されることはない。

日本は唯一の被爆国として戦後を歩むことになったが、東大・京大・阪大の原子核研究の水準はすでに高く（戦時中には原爆研究すらしていた）、占領軍はこれらの実験室にあったサイクロトロン（原子核・素粒子の加速器）を海に投棄するほどであった。日本の原子力研究が敗戦によって封印されることになったのである。しかし、占領が終わろうとする頃に、サイクロトロンの発明者である、アメリカの物理学者アーネスト・ローレンスも、米国政府や日本政府に進言・助言し、日本における原子力研究が再開されることになった〔★3〕。1949年1月に設立された日本学術会議では、1952年には日本の原子核研究の第一人者たちが本格的な原子力研究に踏み出すための議論を展開させていった。東大の茅誠司、阪大の伏見康治などである。ところが、被爆国であったことがそれを押しとどめようとしていた。広島県の被爆者でもある三村剛昇（広大）による反対演説によって茅・伏見らの提案が退けられたのである〔★4〕。

したがって、戦後の原子力開発にとってそのような核への国民の恐怖心を除去することが必要であった。そのために、原子力開発が巨大な利益共同体を創出することができることを政治の力によって強力にアピールすることが必要であった。CIAが原子力の安全性を喧伝するために読売新聞・日本テレビの社長である正力松太郎に働きかけて、原子力の平和利用キャンペーンを展開させたということが最近明らかにされた〔★5〕。もちろん、アメリカ側の意図だけで原子力開発が日本でも展開されたことを説明できない。アメリカの意図としても、当初は旧敵国（ドイツ・日本）への原子

力の開発援助に対しては消極的でさえあったからである。ジャーナリスト出身の政治評論家であった御手洗辰雄は、正力松太郎の伝記で次のように述べている【★6】。

敗戦十年、国民の苦悶をジッと見つめて来た正力は、パンを求めるこの国民に石をしか与え得ない政治に憤った。パンを与えることは今の政治家の能力を越えたことかも知れない。パンが与えられなければ民心の向うところは明らかである。断念して三十年、齢七十に達して再び政界入りを決心した理由はここにある。その立候補の挨拶には二つの公約がある。第一は、革命的な生産拡大である。日本再建のためには革命的な経済発展が必要であるが、それには月並な生産や分配や金融貿易政策などをいじりまわす位では役にたたない。世は原子力時代である。この新しいエネルギーの活用によって新しい生産を起せば、資源に恵まれぬという日本の生産力も飛躍させ得る。工業生産はもとより、農業生産さえこれなら革命的発展が期待出来る。原子力専門学者の意見から正力はこれを確信し、その手始めに昭和三十年の読売新聞の事業の一つとして、アメリカからホプキンス・ハフスタッド両権威を招き、日本に原子炉を建造する計画に着手した。政府や国会や学者たちが、予算や所管を争い、産業用か軍事用かなどと論争している間に正力は産業革命用の原子炉建造にすでに乗出しているのである。

このように戦後の日本の復興、日本の再建をめざすために「革命的な生産拡大」を可能にする原子力エネルギーが注目されたのであった。しかもこのような認識は保守派だけが有していたのではなかった。アメリカに亡命していた大山郁夫は、1947年に帰国した直後にすでに次のように述べていた【★7】。

絶対的平和主義で進む日本は、その究極に於て国家的存立の物質的基礎の確立のために、科学に依存しなければならぬ。(略)日本国民は今や科学信頼の原則の上に立つて生産の急速なる増進を図り、領土を倍加するといふのでなく生産を倍加することの上に今後の産業政策の重点をおかねばならぬ。かくすることによつてのみ、日本の人口の多いといふことが、日本の負担とならずに、その財産となるであろう。殊に若し、原子科学者たちが確信を以て予言しているように、原子力の戦争への応用でなく、平和産業への応用の道が数年のうちに開けるようになるであろうということが本当ならば、日本の国家的存立の物質的基礎の獲得といふことも益々多望だといふことになる。

01

02

03

04

正力松太郎と同様、徳富蘇峰に寵愛された政治家に中曽根康弘がいる。自主憲法制定、自衛軍創設論者であった中曽根も原子力開発問題には熱心であった。彼は、「アイゼンハワーが「アトム・フォー・ピース」といい出して、アメリカに原子力産業会議ができて、軍用から民間の平和利用に移行するときでした。それで、これはたいへんだ、日本も早くやらないとたいへんなことになるぞ」と危機感を持っていた【★8】。

なぜ保守合同が成立するかという問題は、左右社会党の統一への対抗策であるという政局史的な議論では解けない問題である。そもそも自由党の吉田茂と日本民主党の鳩山一郎とは理念や政策が大きく異なる。護憲・自衛軍創設反対と憲法改正・自衛軍創設とはまったく相容れないからだ。しかも鳩山は保守合同論には否定的であったからなおさらである。原子力開発の推進役であった少壮議員の中曽根（改進黨から日本民主党）も保守合同には元来消極的であった。正力も中曽根もともに、アメリカによる占領によって染みついた日本人の「奴隷根性」をたたき直すと意気込んでいた政治勢力であり、吉田茂ら自由党とは一線を画して保守2党論者であったのである。

しかし、原子力開発問題が提起されると彼らはアメリカからの原子力開発についての援助（濃縮ウランの提供）を受けて、核保有国＝アメリカの存在を前提とする日本の科学立国化・産業立国化をめざしだすのである。そのために新たに展開したのが、積極的な原子力開発の推進のための保守連合的な共同戦線の構築であった。明らかに中曽根らを保守合同へと走らせたのは原子力開発であった。1954年、ビキニ実験の翌日の3月2日、中曽根は国会に原子力予算を上程し、翌日に衆議院予算委員会に、自由党・改進黨・日本自由党の3党共同修正案として「原子炉築造のための基礎研究費及び調査費」2億3500万円などを提出した。ほとんど反対らしい反対もなく4日に可決された。保守政党の少壮議員ら（川崎秀二・椎熊三郎・桜内義雄・稲葉修・斎藤憲三ら）による保守共同戦線的な動きであった。さらに、翌年2月に衆議院議員になった正力が熱心に自由党の大野伴陸に保守合同をよびかけてきたという【★9】。保守2党論者が保守合同の橋渡しにドラスティックに“転向”することの理由は、このように間違いなく原子力開発問題が握っていた。

この原子力開発という問題がいかに戦後日本にとって本質的な問題であったかという点、保守政党と左右社会党の間においてもその是非については基本的に大きな争点はなかったという点を見ても明らかである。しかも、1955年8月8日にジュネーブで開催された第1回原子力平和利用国際会議（原子力の発電利用が提唱された会議）には、左右社会党は自由党・民主党の代表者とともに出席している（総勢15名）。

各党の代表者は、前田正男（自由党）、中曽根（民主党）、志村茂治（左派社会党）、松前重義（右派社会党）であった。そしてこれら各政党代表者による原子力調査国会議員団が会議から帰国後に発表した「共同声明」には、原子力問題は超党派で取り組むことが強調されていたのである〔★10〕。

- (1) 超党派的に長期的年次計画を確立し、これを推進して本問題は政争の圏外に置くこと。
- (2) 総合的基本法たる原子力法を至急制定し、平和利用及び日本学術会議の所謂三原則の基本線を厳守するとともに、資源、燃料、技術の国家管理、安全保障、教育及び技術者養成、国際協力等の事項を規定すること。

原子力関連法案を策定することになった、国会内の政党横断的な両院原子力合同委員会について、中曽根は、「イデオロギーには関係なく、原子力は必要なんだという一点で共通していた」と述べている〔★11〕。また、両院原子力合同委員会の事務局も、「この基本方針に関しては、超党派の原子力合同委員会の全員、誰一人、ただの一度も、字句をよりよくするための発言以外に、異論のなかつたことは、特に記しておく」と述べていたほどであった〔★12〕。

さきほどのジュネーブ会議から帰国した前田・中曽根・志村・松前の4議員は、9月14日には緒方竹虎自由党総裁、さらには鈴木茂三郎（左派社会党）と河上丈太郎（右派社会党）の両委員長を訪問して、「原子力に関する国際事情を訴え、我国においても、原子力法案実現のために努力方を要請し」、16日には鳩山一郎首相を訪ねて同じ趣旨の説明を行なった〔★13〕。

原子力開発について保守政党内で本質的な反対をする勢力はほとんど存在しなかったし、左右社会党でさえそうであった。社会党系の議員は「表面上は反対のようなことをいっているが」、原子力予算を「有効に善用しよう」という立場であったと中曽根は回想しているが、それには以上のように根拠があったのである〔★14〕。実際に、原子力基本法案の作成にあたった中心人物は右派社会党の松前重義であった。中曽根はそのことについて、「原子力基本法については、松前重義氏の意見を尊重し」、「その結果、原子力の研究開発利用は、第一に平和目的に限定すること、第二に民主、自主、公開の三原則を遵守すること、第三にいかなる国とも国際協力をする事、といった基軸を持たせるに至った」と述べている〔★15〕。松前重義は通信技術の研究者であり、元通信官僚、そして東海大学の創設者であった。当時の松前は原子力というものにつ

01

02

03

04

いて次のような認識を持っていた〔★16〕。

私は原子力時代は、新しい人類の従来の考え方を根本的に変革するものであるばかりか、原子力時代は一国の産業、人類の生活に大きな影響を、生産面にあるいは学問の立場に於いて及ぼすものであるということを痛感したのである。

原子力を平和利用に限定することに徹底的にこだわったのはまさに社会党であったが、それは平和的に原子力を推進する意見でもあり、本質的には中曽根ら保守系の少壮議員たちと同じ考えであった。そのことは、1955年以降の政治過程のなかで、原子力の軍事利用が党派を越えた政治勢力の共通で最大のリスク要因として想定されていたことを意味し、その最大のリスク要因を排除することが原子力開発の重要な条件に位置づけられたことをも意味した。それは、他ならぬ被爆国としての必然的な制約事項であった。かくして、戦後政治史のなかでは原子力開発自体に争点は存在せず、あとはその利権をめぐる再分配が唯一の争点となったのである。55年体制が自民党と日本社会党が国土開発か社会福祉かをめぐって対峙していく構造それ自体が、まさに原子力開発を所与の前提にすることによって可能となったのである。

自主憲法制定・自衛軍創設を目論んで「押し付け憲法」と軍事力放棄を容認する吉田茂との安易な提携を忌避してきた中曽根らは、原子力開発という「日本自立」の目玉を手に入れるとあっさり保守合同論に傾斜した。その意味で、その結果誕生した自由民主党は戦後のねじれ問題のシンボルであった。

戦後日本の外務省には、政策としては核兵器を保有しないが、保有能力（プルトニウムの保持）を堅持するという立場が存在したことはすでに知られている〔★17〕。表向きは原子力の平和利用だが、実質上は核保有であったことを意味した。したがって原子力開発は、直接的に軍事転用を回避する「平和利用」原則を立てながら、他方で潜在的な核保有を進めて国家の独立を達成していくというダブルスタンダードを抱えていた。これなら護憲と自衛軍創設との間の矛盾を解消させることができた。保守合同前にアメリカから強く求められていたのは日本の軍事力の増強であった。しかし日本の政府（鳩山内閣）は経済力と政治の安定を優先させようとしていた〔★18〕。しかし原子力開発となれば、いま述べたように事実上の軍事力の増強と経済力・政治力の安定を両立させることができたのである。

第2章 京大原子炉実験所設置問題からみる戦後民主主義の想定領域

先述のとおり、原子力開発のためには日本人に染みついている核への恐怖心をこの問題からいかに排除するかが大きなカギを握っていた。そのための条件が原子力開発が生み出す巨大な利権を安定的に供給する保守政治を中心とする利益共同体を作って核への恐怖心を鈍化させることと、いま1つの条件が原子力の「平和利用」、すなわち核（＝軍事用）と原子力（＝産業用）とを区別するということであった。後者の問題が集約されていたのが、関西研究用原子炉設置反対運動の歴史であった。中曽根らが第1回原子力平和利用国際会議に出席する前月の7月、日本学術会議主催の「原子力に関するシンポジウム」で関東と関西の大学に研究用原子炉を1基ずつ設置することが決まり、翌年8月には京都大学研究用原子炉の設置を科学技術庁に提出した。10月に科学技術庁原子力局長は関西研究用原子炉構想を承認した。これが1963年に大阪府泉南郡熊取町に設置される現在の京都大学原子炉実験所設置の最初の動向であった。

その後、原子炉敷地として宇治市、高槻市、交野市が浮上しては反対運動にあって消え、1959年1月には中曽根科学技術庁長官が満を持して大阪に乗り込み、四条畷市案を主張したが、これも反対運動に押しつぶされることになった。最終的に熊取町が翌年5月24日に誘致先として名乗りを上げ（熊取町が大阪府に申し入れ）、12月に同町に設置が決定した。1963年4月に京都大学原子炉実験所として設置され、翌年6月に臨界に到達し、現在にいたっている〔★19〕。関西研究用原子炉の設置は、それ以降の原子力発電所の立地を推進する場合のモデルとなったという点でも、きわめて重要な意味を持っている。

研究用原子炉が設置される過程で大きな争点となり、設置する側も設置されることになった地域の側もともに重視した論点は、原子力の「平和利用」原則の堅持如何であった。1960年7月12日、日本共産党・日本社会党・部落解放同盟・大阪主婦連合会・日本労働組合総評議会大阪地方評議会（総評大阪地評）・大阪府教職員組合・大阪平和を守る会などから構成された関西研究用原子炉対策民主団体協議会が下記のような声明文を発表した〔★20〕。

関西研究用原子炉設置問題について民主団体は原子力の平和利用が危険な方向にゆかず住民の福祉に積極的に利用されるよう、所謂、原子力基本法にいう自主、民主、公開の三原則にのっとり

- (1) 原子力の平和利用が保証されること
- (2) 原子炉の安全性が確保されること

01

02

03

04

(3) 地元住民の納得の上で設置すること

の基本的態度で協議会に臨んできた。数次の会議を通じ徹底的な論議を経て、われわれの主張が全面的にとり入れられて、平和利用と安全性を確保するために全国最初の府条例にもとづく「大阪府原子炉問題審議会」が設置されることになった。こゝに於て協議会は大学側より提出された土地の調査結果に基づき二十数ヶ所の候補地より第一段階として五ヶ所の適地を確認し、これを発表することになった。

上記のように原子力の「平和利用」原則がいかに重要であったかがわかる。

熊取町が原子炉誘致に名乗りを上げると、周辺の泉佐野市が反対声明を発表した。その泉佐野市の大学研究用原子炉熊取町設置反対泉佐野市期成同盟は、9月3日に、

原子炉に、潜在的危険性のあることは、世界の学者の等しく認めているところで、万一の天災や戦争などの場合は論外としても現に英国ウインズケール原子炉の火災や、北米における暴走事件など、先進国での不測の事故が続発している事実と、まして原子炉に対する我が国の浅き経験と、国産による初めての装置なることを考えるとき、その設置個所の選定については協議会ならびに関係学者の、いわゆる絶対無害を前提として選定されることは最も危険であり、事故のあり得ることを前提として慎重にその構成を立てるべきであります。

と指摘する。イギリスやカナダで起きた事故を視野に入れながら、近隣にやってくるかもしれない原子炉の安全性への懸念が表明された。しかしながら、「天災や戦争」による事故は「論外」であると、リスク要因として想定領域から放逐させている。かわりに配慮されているのが、「原子力基本法に示されているとおり、原子力の平和利用が我が国の学術の進歩と、産業の振興を促し、人類社会の福祉と国民生活水準向上に寄与することは論をまたない」という部分であった〔★21〕。原子力の軍事転用を回避することと人類社会の福祉や国民生活水準向上への配慮は論点に包摂させているのである。

左派社会党の準機関紙であった『社会タイムス』の記者などをしていた後藤茂（のち日本社会党衆議院議員）が左派社会党の政策審議会に1954年に加わると、石油政策・石炭合理化対策に忙殺されつつ、「原子力を勉強してエネルギー政策をつくれ」と伊藤好道政策審議会議長から命ぜられたように〔★22〕、社会党はたとえ左派でもエネルギー政策、とりわけ電力の安定供給をいかにして可能にするかという観点から原

子力問題については並々ならぬ関心を寄せていたことがわかる。

したがって、原子力の「平和利用」というのは軍事転用を回避するための資源活用に対する消極的な拘束力というよりは、原子力を積極的に産業用に活用しようとする推進原理であったと言える。あのビキニ実験での被爆事件の直後においてさえ、第五福竜丸が帰還した焼津市をはじめ各地方自治体や主婦連合会・地域婦人団体連合会・生活協同組合婦人部などで、原子兵器の製造・実験・使用の禁止とともに原子力の平和利用を訴えていたほどであったことがそのことを物語っている【★23】。反核運動においてさえ、原子力そのものの禁止を言うのではなく、核兵器（軍事用）と原子力（産業用）とを慎重に区別しているのである。

核と原子力とが峻別され、原子力の「平和利用」原則、すなわち原子力3原則（自主、民主、公開）が最大限尊重される一方で、想定されるリスク要因は核戦争に限定されていった。こういった、「平和利用」原則堅持という民主主義への強い信奉は社会党の態度に非常によく表れていた。ビキニ実験に対するアピールでは、左派社会党は「水爆実験のはかりしれない危険にさらされつつある日本民族は、原子兵器の禁止を全世界によびかけなければならない責任をもつ」と言いながらも、「原子力を平和的に利用するために」「原子力に関する秘密を公開し」、「研究の国際的交流を推進し」、「ウランウム資源を国際的に管理すること」を提案していた【★24】。また、関西研究用原子炉設置問題に関連しても、社会党は「平和利用、民主、自主、公開の三原則を貫徹し、「住民の納得」を重視して「そのために看視機関を設け、勝手なことをさせない」という条件を挙げ、「以上が保障されるならば設置に反対しない」と言明していた【★25】。形式上の民主制原理は徹底されている。他方、日本共産党は「対米従属下では、なにか、なんでも反対する」という立場を表明し、「従って看視機構もつくる必要を認めない」と言明する【★26】。共産党は、「看視機構」自体の設置を認めることが原子炉設置を前提とするがゆえにそれも反対するのである。しかし、そのことは結果的には原子力に対する制約原理を軽視することになり、危機への対応策それ自体を放棄することを意味していた。

以上のように、原子力開発については共産党を除けば各政党間に本質的な争点はなくなるから、あとは立地だけが争点とされる。そのため原水爆禁止運動は全国・全世界レベルの運動になるが、原発設置反対運動は地域の運動に限定される。そしてリスク要因としての原子炉の事故は人智の想定圏外へ放擲（あるいは先送り）されることになるのである。

このようにして関西研究用原子炉実験所の設置問題は、「平和利用」原則（自主・民主・

01

02

03

04

公開)の保持を条件に大きく前進していった。最終的に関西研究用原子炉の設置問題は、反核世論に規定されて原子力の「平和利用」を条件とし、その設置場所が辺境地(熊取町)に押しやられるかたちで軟着陸する。他方では、苛酷事故というリスク要因は結果的にこれらの「平和利用」原則の想定外に置かれることとなった。原子炉はより辺境地に押しやられ、原発事故というリスク要因は隠蔽される。言うまでもなく受益者(電力消費者)の当事者性は稀薄化する。受益者は、核戦争に反対するという地球規模の問題については敏感に反応するものの、自分たち自身が辺境地に押し付けた原発事故というリスク要因に向き合うという苦痛は回避しようとする。こうして、大都市の住民は高度成長の受益者としてのみ自らを同定していく。ただ社会への虚妄(根拠なき)信頼感が普遍化していきただけであり、そのことで生活の持続性を保守する戦後高度成長期が展開していった。

原子力の「平和利用」原則の堅持によって、原子力開発における想定内のリスク要因として見据えられたのは原子力外の問題(=核戦争)であり、原子力内の問題(=天災による苛酷事故のリスク)は想定領域の外に放擲された。原子力の受益者と負担者とが分離されることで、受益者のリスク要因に対応するための当事者性は稀薄となった。民主制原理を尊重するがゆえ、原発(原子炉)の立地は反対運動を避けてますます辺境地に押し込められ、リスク要因がいつそう不可視化して、より受益者の当事者性は喪失する。

被爆国である日本で、なぜかくも原子力に依存するのか。以上考察を進めてきたわれわれは、むしろ被爆国であるからこそではないかという仮説を正面にすえることとなる。戦後日本のエネルギー問題にいくつかの提言を行なって原子力開発の推進に関わった、吉田茂のブレンでもあった有沢広巳は、関西研究用原子炉が設置された1963年頃次のように述べていた[★27]。

(原子力エネルギーという——住友)火を手に入れるまでに、私たち日本人は広島と長崎でプロメシュウスとは比較にならぬ大きな犠牲をはらった。そのことを思えば、原子力の平和利用への願いが、私たちにとってとくに強いのも、また当然といわねばならない。

おわりに

「高度成長を遂げ終えた今日の私的「安楽」主義は不快をもたらす物全てに対して無差別な一掃殲滅の行なわれることを期待して止まない」という藤田省三の言葉がこれほどまでにリアリティを持つ時代は今日をおいてないだろう〔★28〕。核の時代は人類の破局への道であるかもしれないということを考えると、藤田が指摘した、戦後のわれわれが保持していた「安楽」への全体主義は、まぎれもない幻想であった〔★29〕。しかしそのことの虚構性にわれわれが気がつかなかったのは、リスク要因を周辺化させる政治の力学と工学上のリスクを平和や民主主義によって回避できるというわれわれの共同信仰があったからではないか〔★30〕。

そしてもう1つ付け加えるならば、それはわれわれの非当事者意識である。福島第1原発の事故後、にわかに擡頭してきたのが一億総懺悔論批判である。「東電や政府の責任をあいまいにして、負担を国民に転嫁しようとするのは許されない」「電力会社や御用学者らの安全神話によって騙されてきた国民に責任はない」という言説である。その意味で、福島の事故は1945年の「敗戦」の再来であった。1945年8月28日の東久邇宮稔彦首相が唱道した一億総懺悔論に対するマスコミをはじめとする国民の反応は、「だまされていた」「知らなかった」という被害者意識そのものからの反応であった。それは、およそ主権者になろうとする者とはかけ離れた態度であった。それに対して東久邇宮首相が述べたのは、「わが国民が敗戦と降伏の真実を認識し了解することが、将来の苦難を覚悟し、民主的、平和的新日本を建設する基となる」というものであった〔★31〕。一億総懺悔論は、国民に対して敗戦の実態を直視せしめ、負の遺産を引き受けたうえで国家の当事者を任じせしめるための前提をなす議論であったのである。一億総懺悔論批判に潜む、国家の当事者から逃避しようという意識とは大きな違いがあった。

こういった国民の非当事者意識と、自ら国民主権（国民自ら国家の当事者を自任する）を構想し得なかった中曽根を初めとする保守政治家たちとが、巨大な利権構造を場に共犯関係を構築してできたのが55年体制であったと言えるかもしれない。

かくして戦後民主主義とは、工学上のリスク対応を平和と民主主義の堅持によってなしうろということへの信奉というイデオロギー（リスクを負担しているかのような虚構）を意味したのではないか。戦後社会と国民の精神に胚胎していった非当事者性が、やがて福島第1原発事故を目の当たりにしても反省されることがないのを見る時、改めて敗戦の意味、憲法9条の意味、戦後民主主義の意味を再検討せねばならないという想いを強くする。

01

02

03

04

30

■註

- ★1——熊取町史紀要第4号『「京都大学研究用原子炉」の誕生』（熊取町教育委員会 1996年）。
- ★2——藤田省三「「安楽」への全体主義」（『全体主義の時代経験』くみず書房 1985年）。
- ★3——伏見康治『時代の証言——原子科学者の昭和史——』（同文書院 1989年）210-211頁。
- ★4——以上、日本学術会議25年史普及版編集委員会編『日本学術会議25年史』（学術資料頒布会 1977年）35-36頁。
- ★5——有馬哲夫『原発・正力・CIA』（新潮新書 2008年）。
- ★6——御手洗辰雄『伝記 正力松太郎』（大日本雄弁会講談社 1955年）411頁。
- ★7——大山郁夫『日本の進路』（労働文化社 1948年）161-162頁。
- ★8——中曽根康弘『天地有情——五十年の戦後政治を語る——』（文藝春秋 1996年）167頁。
- ★9——大野伴睦『大野伴睦回想録』（弘文堂 1962年）165頁。
- ★10——日本原子力研究所編『原子力諸法案の生れるまで 第二篇（記録篇）』（日本原子力産業会議所蔵）5-6頁。
- ★11——前掲中曽根『天地有情』175-176頁。
- ★12——日本原子力研究所編『原子力諸法案の生れるまで』（日本原子力産業会議所蔵）「まえがき」。
- ★13——前掲『原子力諸法案の生れるまで 第二篇（記録篇）』8頁。
- ★14——前掲中曽根『天地有情』168頁。
- ★15——中曽根康弘『政治と人生 中曽根康弘回顧録』（講談社 1992年）170頁。
- ★16——松前重義「新科学時代と政治概念の変革」（1960年、『松前重義著作集4〈新科学時代の政治観〉』（東海大学出版会 1963年）118頁。
- ★17——藤田祐幸「日本の原子力政策の軍事的側面」（『科学・社会・人間』89号 2004年7月）。なお、小出裕章『隠される原子力・核の真実』（創史社 2010年）111頁から藤田の論放を参照した。
- ★18——中北浩爾『一九五五年体制の成立』（東京大学出版会 2002年）第4章第1節。
- ★19——以上、門上登史夫『実録 関西原子炉物語』（日本輿論社 1964年）、小路田泰直「原子炉が誕生するまで」（前掲『「京都大学研究用原子炉」の誕生』）、榎本喜一「リスク論導入の歴史的経緯とその課題——関西研究用原子炉の安全性に対する日本学術会議の見解を事例に——」（大阪府立大学大学院人間社会学研究科編『人間社会学研究集録』

創刊号（2006年3月）などを参照した。

- ★ 20——前掲『「京都大学研究用原子炉」の誕生』61頁。
- ★ 21——同上 39-40頁。
- ★ 22——後藤茂『険しきことも承知して』（エネルギーフォーラム 2003年）10頁。
- ★ 23——広島県編『原爆三十年』（広島県 1976年）291-292頁。
- ★ 24——日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料 日本社会党四十年史』（日本社会党中央本部 1987年）284頁。
- ★ 25——前掲『「京都大学研究用原子炉」の誕生』52頁。
- ★ 26——同上。
- ★ 27——有沢広巳編『日本のエネルギー問題』（岩波新書 1963年）4頁。
- ★ 28——前掲藤田省三論文 5頁。
- ★ 29——アーサー・ケストラー（田中三彦・吉岡佳子訳）『ホロン革命』（工作舎 1983年）。
- ★ 30——この点、1958年に日本学術会議における坂田昌一ら物理学者たちが原子炉の安全保障のための原則の策定と原子力安全保障委員会を意図して挫折した歴史が教えるところであり、この問題に重要な示唆を与える。榎本喜一「幻の“原子力安全保障委員会” 構想——1958年の坂田昌一と日本学術会議——」（『科学』79巻10号〈岩波書店 2009年10月〉）参照。
- ★ 31——東久邇宮稔彦『東久邇日記 日本激動期の秘録』1945年9月4日条（徳間書店 1968年）229頁。

すみとも・あきふみ——大阪府立大学人間社会学部准教授

01

02

03

04

32